

令和7年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

令和7年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

[]は昨年度の支部数

意見の提出あり 47支部 [47支部]

- 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部

23 支部

[24 支部]

・引き上げとなる支部 (28 支部中 7 支部) [24支部中 4支部]
 ・引き下げとなる支部 (18 支部中 16 支部) [22支部中 20支部]
 ・変更がない支部 (1 支部中 0 支部) [1支部中 0支部]

- 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部

24 支部

[23 支部]

・引き上げとなる支部 (28 支部中 21 支部) [24支部中 20支部]
 ・引き下げとなる支部 (18 支部中 2 支部) [22支部中 2支部]
 ・変更がない支部 (1 支部中 1 支部) [1支部中 1支部]

- 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部

0 支部

[0 支部]

・引き上げとなる支部 (28 支部中 0 支部) [24支部中 0支部]
 ・引き下げとなる支部 (18 支部中 0 支部) [22支部中 0支部]
 ・変更がない支部 (1 支部中 0 支部) [1支部中 0支部]

意見の提出なし 0支部 [0支部]

※ 都道府県単位保険料率の変更がない支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。
 ただし、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。
 また、当該支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

令和7年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

保険料率については、【資料1-2】令和7年度都道府県単位保険料率について(案)に基づいて記載。なお、()内については、令和6年度の保険料率を記載。

支部名	支部長意見	評議会における意見
徳島	10.47% (10.19%) 1. 意見の要旨 徳島支部の令和7年度保険料率を令和6年度保険料率の10.19%から0.28%引き上げ、10.47%とすることについて妥当と考えます。 2. 理由等 協会けんぽの財政は医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が継続しています。賃金の上昇は当面見込まれますが、加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化により保険給付費の継続的な増加も見込まれています。さらに、団塊の世代の後期高齢者への移行による後期高齢者支援金の増加や、健康保険組合の財政状況悪化による協会けんぽへの移行が予想されます。また、短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じる恐れもあり、できる限り長く平均保険料率10%を維持していくという中長期的な基本的スタンスは継続すべきと考えます。 ただし、令和6年度に続き、協会けんぽ支部保険料率の支部間差は1%を超えています。支部間差を縮小するため、現在実施している保険者努力重点支援プロジェクトの効果検証に基づき効果的な事業を早期に実施する必要があると思います。	【評議会の意見】 - 令和7年度徳島支部保険料率の10.47%はやむを得ないと考える。 - ただし、今後展開する保健事業等に注力し、少しでも保険料率を抑制する取り組みを実施していただきたい。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) - 保険料率を抑制する保健事業に注力するにあたって、今まで以上に効果を意識して事業の選択と集中をしていただきたい。 - 今後の制度改正や環境変化を考えると、協会けんぽの負担が増えることが予想される。また、あわせて事業主、加入者の負担も当然増える。こうした負担をどうしていくのか協会としても議論していくことが必要であると感じる。 (事業主代表) - 保険料率の上昇はやむを得ない。支部として、保険料率を抑制できる事業に注力することが必要。 (被保険者代表) - 今回、保険料率が上昇するにあたり、インセンティブが働く結果になって良かった。今後も、インセンティブには注力し、少しでも保険料率の上昇抑制に取り組んでほしい。また、指標についても効果検証をしつつ、より効果が出るようにしてほしい。 - 財政が厳しくなることがカウントダウンのようにひしひしと伝わってくる。今後も保険料率の抑制は難しいと思うが、無駄に医療費が使われないよう、周知広報を含め、事業に力を入れてほしい。